

## 別紙 1

法務省刑総第232号  
平成23年2月23日

文部科学省初等中等教育局  
教育課程課長 平林正吉 殿

法務省大臣官房司法部法制課長 関

法務省刑事局総務課長 辻裕



稿



稿

裁判員制度を含む法教育に関する教員研修への協力について（依頼）  
日ごろから、法務行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。さて、平成21年5月から裁判員制度が実施されているところ、その円滑な運用のためには、制度に対する国民の正しい理解と協力を得ることが必要となります。そこで、教員の方々に、裁判員制度の概要や意義、法的なものの方・考え方を身につけるための法教育の重要性について御理解いただき、社会科、総合的な学習の時間、特別活動等様々な教科・領域において、裁判員制度を含む法教育に取り組んでいただくことが一層重要となるものと考えられます。

法務省・検察庁においては、平成18年度以降、貴省の御尽力をいただきつつ、最高裁判所及び日本弁護士連合会等と連携し、全国で裁判員制度を含む法教育に関する教員研修（以下「本研修」といいます。）を実施してまいりました。

法務省・検察庁としましては、新しい学習指導要領において、平成23年度から国民の司法参加（小学校社会科）が、平成24年度から裁判員制度（中学校社会科公民分野）が盛り込まれるなど、法教育の充実が図られることなども踏まえ、平成23年度も引き続き、最高裁判所及び日本弁護士連合会等と連携して、本研修を実施したいと考えております。

おって、各地の検察庁（別添参照）から、各都道府県の教育委員会指導事務主管課及び私立学校主管課に対し、小学校、中学校及び高等学校の教員に対する本研修への協力をお願いするとともに、より多くの教員の方に参加していただけるよう、可能な限り、職務としての研修（いわゆる「職務研修」としていただきたい旨の要請を行うことを予定しておりますので、貴省におかれましては、各都道府県の教育委員会指導事務主管課及び私立学校主管課に対し、本件について周知いただきたく、お願いいたします。

別紙 2

事務連絡  
平成 23 年 2 月 25 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課 御中  
各都道府県私立学校主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

裁判員制度を含む法教育に関する教員研修への協力について

平成 21 年 5 月から「裁判員制度」が実施されているところですが、文部科学省においては、法務省等と連携して裁判員制度を含む法教育の推進を図るための取組を行っています。

このたび、法務省大臣官房司法法制部司法法制課及び法務省刑事局総務課から、裁判員制度を含む法教育に関する教員研修への協力について、別紙の通り依頼がございましたので、お知らせします。

ついでには、都道府県教育委員会におかれは、所管の学校及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれは、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課におかれは、所轄の学校及び学校法人に対し、本件につき周知方よろしくお願いいたします。

なお、本研修の実施に係る問い合わせについては、別添に掲載されている各都道府県の検察庁にお問い合わせ下さいませようお願いします。

担当 文部科学省初等中等教育局教育課程課  
企画調査係（西田、関）  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
03-5253-4111（内線2565）  
03-6734-3734（FAX）

## 別紙 3

### 教員研修 モデルプログラム

- 1 集合 説明の後、裁判傍聴の法廷へ移動
- 2 裁判傍聴
- 3 裁判員制度のビデオ視聴
- 4 裁判員制度の説明と質疑応答  
地検説明  
弁護士会説明  
質疑応答
- 5 法教育について説明と質疑応答